

施設（建物）カルテ

施設名称	羽村第一中学校	施設番号	44	調査年度	2024年度
	所管部	生涯学習部	所管課	生涯学習総務課	
	建築年度	1964年度	築年数	60年	
	構造	鉄筋コンクリート造	耐震性	あり	
	延床面積	8,650.00㎡	敷地面積	22,483.00㎡	
	建物所有	市所有	敷地所有	市所有	
	減価償却率	69%	減価償却費	59,862千円	
	経費決算額 (R5年度)	52,874千円	残存簿価	706,275千円	
			使用料収入(R5)	0千円	
	運営形態	直営	常駐人数	656人	
	補助金等	あり（建物）	補助金額	－	
	補助金名称	以下のとおり（防衛省、文部科学省）			
補助金名称詳細	S39 防音併行（防衛） S53 増築（文科）、防音併行（防衛） S58 防音復旧（防衛） S59 大規模（文科） S60 増築（文科）、防音併行（防衛）、屋体（防衛） H4 コンピューター設置（文科） H9 耐震（文科） H11 防音復旧（防衛） H13 大規模（文科） H27 屋体非構造部材対策（文科） H28 屋体トイレ改修（文科） H30 防音復旧（防衛）				
施設の概要 （設置目的等）	本施設は学校教育法に基づく中学校であり、生徒、教職員、市民が利用している施設である。				
根拠例規	羽村市学校設置条例				
必要な施設整備と 優先度、建物不具合	【必要な施設整備】〔内容〕体育館大規模改修〔優先度〕A、〔内容〕長寿命化改修（劣化度調査・設計）〔優先度〕A、〔内容〕長寿命化改修（工事）〔優先度〕C 【建物不具合】				
施設の現状と課題	生徒数は減少傾向。 クラス数（R6.10.1現在）は20クラス〔1年生－5、2年生－5、3年生－6、特別支援－4〕 避難場所・避難所に指定されている。 施設の一部（体育館・校庭など）を平日夜間、学校休業日に、市民等へ貸し出ししている。				

施設（建物）カルテ

施設名称	羽村第二中学校	施設番号	45	調査年度	2024年度
	所管部	生涯学習部	所管課	生涯学習総務課	
	建築年度	1971年度	築年数	53年	
	構造	鉄筋コンクリート造	耐震性	あり	
	延床面積	8,789.00㎡	敷地面積	14,977.01㎡	
	建物所有	市所有	敷地所有	市所有	
	減価償却率	71%	減価償却費	50,442千円	
	経費決算額 (R5年度)	51,282千円	残存簿価	652,057千円	
			使用料収入(R5)	0千円	
	運営形態	直営	常駐人数	571人	
	補助金等	あり（建物）	補助金額	－	
補助金名称	以下のとおり（防衛省、文部科学省）				
補助金名称詳細	S46 新築（文科）、防音併行（防衛） S48 増築（文科）、防音併行（防衛） S62 防音復旧（防衛） H2 大規模（文科） H4 屋体（防衛） H15 防音復旧（防衛） H16 耐震（文科） H18 防音復旧（防衛） H28 屋体非構造部材対策（文科） H31 プール改修（防衛） R2 トイレ改修（文科）				
施設の概要 （設置目的等）	本施設は学校教育法に基づく中学校であり、生徒、教職員、市民が利用している施設である。				
根拠例規	羽村市学校設置条例				
必要な施設整備と 優先度、建物不具合	【必要な施設整備】〔内容〕維持補修（校庭改修）〔優先度〕A、〔内容〕維持補修（校庭改修）〔優先度〕A 【建物不具合】				
施設の現状と課題	生徒数は減少傾向。 クラス数（R6.10.1現在）は15クラス〔1年生－5、2年生－5、3年生－5〕 避難場所・避難所に指定されている。 施設の一部（体育館・校庭など）を平日夜間、学校休業日に、市民等へ貸し出ししている。				

施設（建物）カルテ

施設名称	羽村第三中学校	施設番号	46	調査年度	2024年度	
	所管部	生涯学習部	所管課	生涯学習総務課		
	建築年度	1981年度	築年数	43年		
	構造	鉄筋コンクリート造	耐震性	あり		
	延床面積	9, 138. 00㎡	敷地面積	23, 354. 00㎡		
	建物所有	市所有	敷地所有	市所有		
	減価償却率	84%	減価償却費	50, 719千円		
	経費決算額 (R5年度)	46, 414千円	残存簿価	260, 172千円		
			使用料収入(R5)	0千円		
	運営形態	直営	常駐人数	337人		
	補助金等	あり（建物）	補助金額	－		
	補助金名称	以下のとおり（防衛省、文部科学省）				
	補助金名称詳細	S56 新築（文科）防音併行（防衛）屋体（文科） S60 増築（文科）防音併行（防衛） H9 コンピューター室設置（文科） H20 防音復旧（防衛） H26 屋体非構造部材対策（文科）				
施設の概要 （設置目的等）	本施設は学校教育法に基づく中学校であり、生徒、教職員、市民が利用している施設である。					
根拠例規	羽村市学校設置条例					
必要な施設整備と 優先度、建物不具合	【必要な施設整備】〔内容〕大規模改修(体育館・校舎トイレ改修)〔優先度〕A、 〔内容〕維持補修（プール改修）〔優先度〕D 【建物不具合】					
施設の現状と課題	生徒数は減少傾向。 クラス数（R6. 10. 1現在）は1 2クラス（1年生－3、2年生－3、3年生－2、特別支援－4） 避難場所・避難所に指定されている。 施設の一部（体育館・校庭など）を平日夜間、学校休業日に、市民等へ貸し出ししている。					